

第18回 DARS in 東京



**刑の一部執行猶予！
刑務所を選びますか？
それとも、社会を選びますか？**

2017年11月 **18日 (土)** 13:00～17:00

17:30～ 懇親会 (有料)

19日 (日) 10:00～15:00

【会場】

T K C 東京本社 2 階研修室 A・B・C

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル2F

(アクセス) JR飯田橋駅より徒歩5分

地下鉄：有楽町線、東西線、南北線、大江戸線 飯田橋駅 B4b出口すぐ



アクセス

申し込みサイト



【参加申し込み】 URL: <http://ptix.at/cFFwwV>

2日参加：一般5,000円；学生・大学院生2,500円

1日参加：一般3,000円；学生・大学院生1,500円

* あらかじめ参加を申し込み、全プログラムに参加した方には、DARSの修了書を発行致します。

【主催】 DARS (Drug Addicts Rehabilitation Supports)

科学技術振興機構 (JST) 「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」社会技術研究開発 (RISTEX) 研究開発領域・
戦略的 研究推進事業「多様化する嗜癖・嗜虐行動」 支 (代表・石塚伸一)
<https://ata-net.jp>

【後援】 龍谷大学矯正・保護総合センター刑事法未来 P J / 株式会社 T K C

お問合せ：アパリ ウエスト 0774-51-6597
E-mail: info@apari-west.org

刑の一部執行猶予！刑務所を選びますか？ それとも、社会を選びますか？

過剰拘禁対策として提案され、刑務所（施設内処遇）と保護観察を繋ぐ新たな処遇システムとして注目された「刑の一部執行猶予」も、施行された一年。そろそろ、社会に戻ってくる人たちが始まっています。

当初、その実施には抵抗があるのではないかと予想されたこの制度ですが、最高裁のまとめによると、2016年6月から2017年5月末までに一部執行猶予が言い渡された被告の罪名別の主な内訳は、覚せい剤取締法違反1442人、窃盗51人、大麻取締法違反34人、麻薬取締法違反7人（複数の罪を犯した場合は最も重い罪で集計）で、薬物事件が1490人、全体の93%を占めています。覚せい剤取締法違反で実刑判決を受ける被告人は、現在、年間約5800人ですから、同法違反で実刑判決を受けた人の約4分の1にこの制度が適用されたことになります。

（『毎日新聞』2017年6月29日東京朝刊）

わたしたちDARSは、これまで薬物依存者の回復支援者セミナーを開催し、18回目になります。今回は、施行1年の一部執行猶予制度の現状を知り、課題と未来を考えたいと思います。

〔第1日目〕シンポジウム

「刑の一部執行猶予1年 ～刑務所を選びますか？ それとも、社会を選びますか？～」

「刑の一部執行猶予とはなにか？」

石塚伸一（ATA-net代表 龍谷大学法学部・教授）

「一部執行猶予中の保護観察の現状と課題」

西原実（京都保護観察所・保護観察官）

「保護観察の対象となった薬物依存症者の調査システムについて」

松本俊彦（国立精神・神経医療研究センター薬物依存研究部部長・医師）

「一部執行猶予者の受入れの現状と課題」

市川岳仁（三重ダルク代表・精神保健福祉士・保護司）

「刑務所と社会の“間（はざま）” ～刑務所か？ それとも、社会か？～」

近藤恒夫（日本ダルク代表）

〔第2日目〕アディクション“えんたく”（フォーカス・グループ）

「刑務所と社会の“間”を考える」

司 会：土山希美枝（龍谷大学・政策学部教授）

発言者：田村勝弘（法務教官）、西原実（保護観察官）、西村直之（RCPG・医師）、
加藤武士（木津川ダルク）、西谷裕子（弁護士）、丸山泰弘（立正大学・法学部准教授）
そのほか受刑体験者のみなさん

